

千葉県条例第 号

千葉県議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
千葉県議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年千葉県条例第
24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14
項及び第15項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため、条例の一部  
を改正しようとするものであります。